



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエースト  
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一  
(コード番号：3299 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 大久保 明  
(TEL. 03-6665-0581)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年3月25日開催予定の第32回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年3月27日開催の第17回定時株主総会において、年額500百万円以内（使用人分給与は含まない、定款上の取締役員数7名以内、同決議日時点の取締役4名）、当該報酬枠とは別枠で2015年3月27日開催の第25回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションに係る報酬等として、社外取締役を除く取締役に対し、年額90百万円以内（定款上の取締役員数7名以内、同決議日時点の社外取締役を除く取締役6名）とそれぞれご承認いただいておりますが、本株主総会では、これらの報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、新たに取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は発行しないことといたします。

#### 2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現

物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものいたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間12万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額100百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

#### （ご参考①）

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定です。

#### （ご参考②）

当社は、2021年11月に任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役報酬制度に関する審議を行っており、本株主総会において本制度導入のご承認いただきますと、2022年4月以降の取締役の報酬体系を以下の通りとする予定です。

### ア 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針について、以下の通り定めます。

- ・ 事業年度ごとの業績の目標達成と中長期的な企業価値向上の動機づけとなり、事業戦略の遂行を後押しする報酬内容であること
- ・ 優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- ・ 透明性のあるプロセスに基づき決定されること

## イ 報酬体系

当社の取締役の報酬等は、社外取締役を除く取締役に対し、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されており、社外取締役の報酬等は「固定報酬」のみにより構成いたします。報酬水準は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で同業他社の水準等を考慮の上、事前に代表取締役が指名・報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で決定いたします。また、各報酬の支給割合は、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して、固定報酬、賞与、株式報酬の比率が、業績目標達成時に 65:20:15 となるように設定いたします。

監査役の報酬等に関しましては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定いたします。

## ウ 報酬等の構成要素と概要

当社の取締役の報酬等の構成要素と概要は以下の通りです。

報酬の構成要素	目標業績達成時の構成比率	報酬の概要
固定報酬	65%	各役位の職務に報いることを目的に、報酬額のテーブルを定め、これに基づいて毎月固定額を金銭で支給する報酬。
賞与	20%	事業年度ごとの業績目標達成と、事業戦略の遂行を後押しすることを目的に、連結当期純利益の額に応じて、予め役員内規に定めた計算式に基づき支給額を決定し、金銭で支給する報酬。 当該指標を採用している理由は、当社の中期経営計画の目標と整合しており、当社グループの連結業績の最終結果を表すため。なお、2022年12月期の連結当期純利益の目標値は1,314百万円としている。
譲渡制限付株式	15%	当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式で支給する報酬。譲渡制限期間は、その交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間とする。

#### エ 報酬等の限度額

当社取締役に対する金銭による報酬として、2007年3月27日開催の第17回定時株主総会において取締役分が年額500百万円以内(使用人分給与は含まない、定款上の取締役員数7名以内、同決議日時点の取締役4名)、監査役分が年額30百万円以内(定款上の監査役員数3名以内、同決議日時点の監査役2名)と決議いただいております。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年3月25日開催の第32回定時株主総会において、譲渡制限付株式に係る報酬等として、社外取締役を除く取締役に対し、年額100百万円以内と決議いただく予定です。

#### オ 報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役から上程された各取締役個別の固定報酬、賞与、株式報酬の額について、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にてその妥当性に関する審議を上記方針に基づき行い、取締役会は上程された各取締役の個別の報酬案について協議の上、決議いたします。

以 上